

# 認可外保育施設集団指導

（居宅訪問型保育事業）

～不適切保育 & 事故防止編～

# 令和5年度 集団指導の流れ

## ①本動画を含めた3つの動画を視聴

- 制度概要編
- 指導監督基準解説編（R5“安全計画”追加）
- 不適切保育 & 事故防止編

※令和4年度の集団指導を受講した方

- 「指導監督基準解説編」  
12:00~17:08（安全計画の説明）
- 「不適切保育 & 事故防止編」全部

これらのみを視聴していただいても差し支えありません。

②実施通知で示した書類について、〆切までに提出してください。

# 不適切保育 & 事故防止編

令和5年度の集団指導では、以下の項目について説明いたします。

- ・ 不適切保育の防止
- ・ 午睡時の事故防止
- ・ 食事時の事故（誤嚥及び窒息）の発生防止
- ・ 屋外保育時（散歩等）の事故発生防止
- ・ 保育の環境設定

# 不適切保育の防止について

# 不適切保育の防止

## 《不適切な保育が生じる背景》

### ・保育士一人一人の認識の問題

→子どもの人権や人格尊重の観点に照らして、どのような子どもへの関わり方が適切なのか十分に理解していない。

### ・職場環境の問題

→施設における職員体制が十分でないなど、適切でない保育を誘発する状況が生じている。

資格がない保育事業者も同様と考えます。

本集団指導では、**保育士一人一人の認識の問題**に焦点を当てる。

【引用：令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」（令和3年3月）】

# 不適切保育の防止

## 《不適切な保育の行為類型》

- ① 子ども一人一人の人格を尊重しない関わり
- ② 物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉かけ
- ③ 罰を与える・乱暴な関わり
- ④ 子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり
- ⑤ 差別的な関わり

【引用：令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」（令和3年3月）】

# 不適切保育の防止

## 《①子ども一人一人の人格を尊重しない関わり》

- 製作活動で子どもが描いた作品をみて、「そこ違うよ。もう一枚描いてみる？」とだけ言って、描きなおすように働きかけた。  
→**子どもが自ら描いた作品を否定するのではなく、子どもの自由な発想を認めるかわりをしましょう。**
- 苦手なことを渋っている子に、「早くやって。」と言ったり、他者と比較したりなど、否定的な言葉がけをする。  
→**保育者が子どもの頑張ろうという気持ちを置き去りにした発言をすると、子どもは自分を否定されていると感じます。自己肯定感を育む言葉がけをしましょう。**

【引用：全国保育士会

「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」】

# 不適切保育の防止

## 《② 物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ》

■言葉がけを聞かない子どもに「○○しないなら○○できないからね」と言葉をかける。

→「○○しないなら○○できない」との言葉がけは、子どもたちに行動を強要するかわり（脅し）です。子どもたちが自分自身で考え、行動する力を育むことができるよう、肯定的な言葉がけをして子どものやる気を育てていきましょう。

■どなったり、「○○しなさい」との言葉や子どもが怖がるもの（鬼等）を使ったりして、子どもを保育者の思いどおりに動かそうとする。

→子どもに恐怖心を与えて、保育者の指示に従わせるのではなく、子どもが自ら行動できるような言葉がけを心がけましょう。

【引用：全国保育士会

「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」】

# 不適切保育の防止

## 《③ 罰を与える・乱暴な関わり》

■子どもを注意する際に、「だめよ！」と言って子どもの手を叩く。

→叩くという行為は虐待です。また、保育者の「叩く」という行動を子どもが真似てしまうこともあります。暴力的な行動によって指示に従わせることはやめましょう。

■言うことを聞かなかった子どもに対し、散歩に行く際に置いて行こうとするなどの罰を与える。

→保育者の言うことを聞かない等の理由で罰を与えることは、虐待です。子どもたちが見通しを持って行動できるよう、具体的で分かりやすい言葉がけをしましょう。

【引用：全国保育士会

「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」】

# 不適切保育の防止

《④ 子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり》

■提出物の遅れ等の際に、子どもに「また〇〇君のお母さん忘れたの。いつも忘れて困るね。」など否定的な言葉がけをする。

→子どもや家庭の置かれている現状はさまざまです。保護者を否定されることで、子どもは自身の存在も否定されている気持ちになります。保護者を否定するようなことは、子どもに対して伝えないようにしましょう。

【引用：全国保育士会

「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」】

## 《⑤ 差別的な関わり》

■いつまでも泣いている男の子に、「男の子だからいつまでも泣かない」や、乱暴な言葉使いをする女の子に「女の子だからそんな言葉を使ったらいけない」と注意する。

→性別を理由に注意することは、差別的なかわりです。一人ひとりの違いを認め、かわりましょう。

【引用：全国保育士会

「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」】

# 不適切保育の防止

《虐待を未然に防止する》

初めは虐待ではなく、少し気になりつつも見過ごされてしまうような不適切な保育であっても、それが繰り返されていくうちに問題が深刻化し、虐待につながっていくこともあり得るため、早い段階で改善を促し、虐待を未然に防止することが重要です。

- ◆ 「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」
- ◆ 「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」

これらを活用し、今一度保育の在り方を点検してください。

# 午睡時の事故防止

引用：認可保育施設における午睡中の死亡事例に関する検証報告書  
(令和元年8月5日板橋区保育施設等における事故検証委員会)

# 午睡時の保育に関する提言

## ◆提言

うつぶせ寝の危険性など睡眠時における必要な知識を再認識し、睡眠時の呼吸等の確認については、国のガイドラインや事業者のマニュアル等に則って適切に行うこと

- うつぶせ寝の危険性を認識し、医師等が仰向け寝以外を推奨する場合を除いては、**仰向け寝を徹底すること。**
- 寝返りが困難な乳児は、うつぶせ寝による窒息などの異常発生時に、自力で体勢を変えることが困難となる可能性もあるため、固めの寝具を使用するなど、寝具の安全性にも配慮し、日頃の点検を怠らないこと。
- タオルやぬいぐるみ等は、子どもの口を塞ぎ、窒息の要因となる可能性があることから、**午睡時に顔の周りには置かないよう徹底すること。**
- 保育従事者は、事業者が定めたマニュアル等が子どもの命を守るものだとして認識し、遵守すること。

## ◆提言

重大事故が発生しやすい睡眠中の保育について、その寝かしつけ方や日頃の様子などについては、十分に家庭と連携を図ること

○午睡に関しては、特に喫食状況や健康状態と同様に、**保育士と保護者との間での情報共有を綿密にし**、保護者から提供された情報は、保育従事者間においても十分に共有すること。

# 午睡時の保育に関する提言

## 《午睡チェックをきめ細やかに行い、記録する》

- ・ 午睡チェック表を作成しているか。
- ・ 午睡チェックの記録は十分か。※睡眠チェックは、**0、1歳児は5分毎、2歳児は10分毎、3歳児以上は15分毎**を目安に行い、その様子を記録できているか。
- ・ 重大事故が発生しやすい午睡中においては、特に、保育従事者が園児の身体の状態を細かく観察し、疾病や異常を早く発見し、発見したら、速やかに適切な対応を行う必要がある。
- ・ 観察にあたっては、園児の機嫌、顔色、皮膚の状態、体温、泣き声、全身症状など様々な視点から行う必要がある

# 重大事故発生時の適切な対応に関する提言

## ◆提言

重大事故発生時の対応マニュアルを作成し、マニュアルに基づいた訓練を実施すること

- 事業者は、重大事故の発生時はもとより、事故発生後の対応を含むマニュアルを作成し、保育施設では、マニュアルを実効性があるものとするため、あらかじめ職種や職員数に応じた役割分担を決めておくこと。
- 保育従事者は、重大事故発生時に決められた役割を果たせるよう、役割分担に応じた実践的な訓練を繰り返し行うこと。

また、事故を防止するために**ヒヤリハット簿**を作成し、活用するようにしてください。

# 食事中の事故（誤嚥及び窒息）の発生防止

# 食事中の事故（誤嚥及び窒息）の発生防止

## ◆適切な献立内容・調理方法に沿った食事を提供すること

- 献立には、給与栄養量、素材等を記入する。
- 乳児及び1歳以上3歳未満児の給食は、食材料の選定、調理方法等に配慮する。
- 誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去する。
- 食物アレルギー、障がいのある子ども等については、一人一人の子どもの心身の状況に応じた献立を作成する。

## ◆児童の状況に応じて配慮すること

かかりつけ医の指示や連携の下、保護者とも協力して適切に対応する。

# 食事中の事故（誤嚥及び窒息）の発生防止

## ◆認可保育園での事故（1歳）

- ・苦手な食材を少しでも食べられるようになってもらいたいため、好きな食材と交互に与えていた。
- ・当該児童に苦手なリンゴから食べさせた。
- ・口の端にあったリンゴを中央に持ってきて、ハンバーグを口に入れた時に泣き始め、体をのけぞらせるようにして嫌がる素振りをした直後につまらせてしまう。
- ・保育士が異変に気付き、応急処置を施す。すぐに119番通報し、病院に搬送されたが死亡確認。

## ◆認定こども園での事故（1歳）

- ・朝のおやつで個包装のチーズ（2.6cm×4.0cmの長方形、銀紙包装）を配膳。
- ・園児はそれを一口で口に入れた。しばらくすると泣き出し、詰まらせた様子が見られ、顔面蒼白、チアノーゼになり、反応が薄くなる。
- ・すぐに119番通報する。応急処置を続けたところ、意識が戻る。

# 食事中の事故（誤嚥及び窒息）の発生防止

## ◆誤飲等ヒヤリハット事例

（引用：令和2年度ヒヤリ・ハット調査「誤飲等による乳幼児の危険」調査報告書 令和3年6月 東京都生活文化局）

### ①飴の誤飲(男児・5歳)

飴を口に入れて直後に、牛乳を飲み、苦しそうに泣いた。背中を叩いたが飴は出てこなかった。救急車を呼び、受診したが、飴を飲み込むことができた。

### ②イカの誤飲(男児・4歳)

イカの刺身の筋が噛み切れず、口の中と食道に繋がった状態になり、飲み込めずに苦しんだ。すぐに口の中のイカを引っ張りすべて取り出した。

# 食事中の事故（誤嚥及び窒息）の発生防止

## ◆誤嚥等による窒息のリスクとなるものの例（給食での使用を避けるべき食材）

### ➤ 球形という形状が危険な食材

プチトマト、豆類、うずらの卵、飴類、球形の個装チーズ、ぶどう、さくらんぼ

### ➤ 粘着性が高い食材

餅、白玉団子

### ➤ 固すぎる食材

いか

# 食事中の事故（誤嚥及び窒息）の発生防止

## ◆食事中の事故防止策の例（誤嚥による窒息防止）

- 過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、極力使用しない。（プチトマトは四分割にカットするなどして調理を工夫する。）
- 子どもの食事に関する情報（発達状況等）を把握する。
- 食事の前に、当日の子どもの健康状態等を確認する。
- ゆっくり落ちついて食べることができるよう、子どもの意思に合ったタイミングで食事を与える。
- 口の中に食べ物が残っていないか注意する。
- 子どもの口に合った量で与える。（1回で多くの量を与えない）
- 汁物などの水分を適切に与える。
- 食事中に眠くなっていないか注意する。

# 屋外保育（散歩等）の事故発生防止

# 屋外保育（散歩等）の事故発生防止

**全国的に置き去り事故の事故報告が非常に増えています。** 保育園等の施設における事故とは事情が異なるかと思いますが、居宅訪問型保育事業者におかれましても、屋外での保育を行う際には十分注意するようお願いいたします。

## 《安全管理の取り組み例》

◆散歩の経路等について、危険箇所等の点検を行っているか。

⇒目的地や経路について、事前に安全の確認を行い、保護者と情報を共有する等

◆必要な携行品を所持しているか、また、適切に作動するかについて確認を行っているか。

⇒携行品の例：救急用品、携帯電話、緊急連絡先リスト、防犯ブザー、ホイッスル、筆記用具等

◆現地（公園等）の状況確認

⇒構造物や植え込み等による死角の有無を確認する。

# 保育の環境設定

# 保育の環境設定

## ◆窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか

- 口に入れると咽頭部や気管が詰まる等窒息の可能性のある大きさ、形状の玩具や物については、乳児のいる室内に置かないことや、手に触れない場所に置くこと等を徹底する。
- 手先を使う遊びには、部品が外れない工夫をしたものを使用するとともに、その子どもの行動に合わせたものを与える。
- 子どもの誤嚥につながる物は髪ゴムの飾り、キーホルダー、マグネット、ビー玉や石などがある。身に着けている場合もあり、これらの除去については、保護者を含めた協力を求める。
- 窒息の危険性があった玩具やこれまでに窒息事例があるものと類似の形状の玩具等については、施設・事業所内で情報を共有し、除去することが望ましい。

【引用：厚生労働省（平成28年3月）

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」】

**御清聴ありがとうございました**